

S A G A 2 0 2 4 会場地市町選定基本方針

平成 27 年（2015 年）12 月 24 日
第 1 回 常 任 委 員 会 決 定
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日
第 7 回 常 任 委 員 会 一 部 改 正
令和元年（2019 年）5 月 29 日
第 9 回 常 任 委 員 会 一 部 改 正
令和 2 年（2020 年）10 月 23 日
第 8 回 総 会 一 部 改 正

- 1 会場地は、県内のそれぞれの地域に根差したスポーツ文化活動の振興を図ることを目的に、可能な限り広く県内各地で実施する。
- 2 全国障害者スポーツ大会の競技会場及び諸施設については、原則として国民スポーツ大会として使用する施設を利用する。
- 3 それぞれの大会において同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2 市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 4 会場地は、市町の開催希望及び実施競技団体の意向並びに競技施設、その他地域の実状及び特性等を考慮する。
- 5 特に、全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手の負担軽減の観点から考慮する。